差別事例分析表

1「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる募集事例

（1）障がいを理由として医療の提供を拒むこと

医療分野

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
音声・言語・そしゃく	【事例 7】医療関係で、障がいがある事で手術を断られた。（43 歳／女性／東区）	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③医療関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④本人及びその保護者に適切な説明を行う	差別の禁止（第 7 条　行政機関等の不当な差別的取扱いを禁止／第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止） 周知啓発（第 15 条　啓発活動の推進） 環境整備（第 5 条　行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の改善・関係職員に対する研修等の環境整備に努める）	差別の禁止(第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体的に定める／第8条　差別の禁止） 周知啓発(第4条　県は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する／第6条　県民は、障がいのある人に対する理解を深めるよう努める）	差別の禁止(第20条　道及び道民は、差別や「不利益な扱い」をしてはならない） 周知啓発（第 6 条　道民等は、障がい等に対する理解を深める／第 10 条　道は、障がい等に対する理解を深めるよう、普及啓発等，必要な措置を講ずる）	差別の禁止（第 2 条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義／第7条　不利益な取扱いの禁止） 周知啓発(第4条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する／第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める） 研修（第 10 条　県は、全職員が障がいについての知識等を深めるために必要な措置を講ずるよう努める）	差別の禁止(第2条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定義／第9条　差別の禁止） 周知啓発（第 5 条　市民及び事業者は、障がい者に対する理解を深める）	差別の禁止（第 8 条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める） 周知啓発（第 6 条　県民は、障がい者に対する理解を深める／第 21 条　県は、障がい者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等，必要な措置を講ずる）	差別の禁止（第 6 条　差別の禁止） 周知啓発(第4条　市は、障がい等への理解を広げるための施策を実施する責務を有する／第 5 条　市民等は、障がい等への理解を深める／第8条　市は、障がい等への理解を深めるよう必要な措置を講じる） 研修（第 8 条　市は、全職員が障がい等に関する理解を深めるための必要な措置を講じる）
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	相談・紛争（第 14 条　国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争解決の体制の整備を図る）	相談（第 14～19 条　地域相談員・広域専門指導員） 紛争解決（第 20～28 条　障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告)）	紛争解決（第 41～48 条　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(指導・勧告・公表)）	相談（第 15 条　県が相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずる）	紛争解決（第 10～15 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、権利擁護委員会)）	相談（第 11～15 条　不利益取扱い等に関する相談） 紛争解決(第 16～20 条・第 22 条　不利益取扱い等に該当する事案解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、調整委員会)）	相談（第 15 条　差別に対する相談・助言等／第 16 条　相談員） 紛争解決（第 17～21 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告、調整委員会)）
肢体不自由	【事例 11】体調が悪くても、入院が難しく、他の病院に回されてしまう。（24 歳／男性／西区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由	【事例 13】重度の障がいであるという理由で、医療機関から受診を拒否されたこと（33 歳／女性／江南区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
内部機能	【事例 11】体調が悪くても、入院が難しく、他の病院に回されてしまう。（24 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 11】体調が悪くても、入院が難しく、他の病院に回されてしまう。（24 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 13】重度の障がいであるという理由で、医療機関から受診を拒否されたこと（33 歳／女性／江南区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 18】ある医療機関を受診した際、「なんで、診察の難しい子供をうちへ連れてきたのですか」と言われた事。（6 歳／男／中央区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
精神	【事例 5】統合失調症を持つ患者さんが、〇〇病院の外来を受診しようとしたが、「統合失調症の方は、受診不可」と言われ診療を拒否された。窓口の相談員から詳しい説明やフォローは何も無かった。(39 歳／男性／東区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
精神	【事例 6】Ａ病院を受診したが、〇〇外科医師から「精神科の患者は、手術できないので、精神科のあるＢ病院若しくはＣ病院に行ってくれ」と言われた。精神症状は落ち着いているが、一切考慮してもらえなかった。(82 歳／男性／東区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
精神	【事例 4】「当医院（内科・歯科・整形外科）では対応できないから他へ行ってください」と言われた。	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 18】ある医療機関を受診した際、「なんで、診察の難しい子供をうちへ連れてきたのですか」と言われた事。（6 歳／男／中央区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

（２）障がいを理由として医療の提供を制限すること

事例なし

（３）障がいを理由として医療の提供に条件を付けること

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 2】内科や眼科を受診した時、何かあるときのためなのか、「一緒に診察室に入ってくれ」と言われたことが悔しかった。子供じゃないんだ。(74 歳／男性／南区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

- 障がいのある人の生命又は身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合。
  （例）　歯の治療において、本人がパニックを起こしてしまい、治療を継続すると口腔内を傷つける恐れがある場合に治療を中止し、後日改めて治療を行った。
- 法令や通達等で、医師が診療を拒むことができる正当な事由とされている場合。
  （例）　医師の病気により診療が不可能な場合。

２「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）」と考えられる募集事例

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
聴覚・平衡機能	【事例 23】病院などで難聴を伝えても、医者、看護師などの話し声が小さい。(男性／72 歳／東区)	未然防止策	①条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③医療関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④医療関係者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う	「合理的配慮の不提供」の禁止（第７条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない／第8条　事業者は、合理的な配慮をするように努める） 周知啓発（第 15 条　啓発活動の推進） 環境整備（第５条　行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の改善・関係職員に対する研修等の環境整備に努める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第２条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義／第８条　差別の禁止） 周知啓発(第４条　県は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する／第６条　県民は、障がいのある人に対する理解を深めるよう努める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第 20 条　道及び道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める） 周知啓発（第６条　道民等は、障がい等に対する理解を深める／第 10 条　道は､障がい等に対する理解を深めるよう、普及啓発等､必要な措置を講ずる）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第２条　「合理的配慮の不提供」等を､「不利益な取扱い」と定義／第７条　不利益な取扱いの禁止） 周知啓発(第４条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する／第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める） 研修（第 10 条　県は、全職員が障がいについての知識等を深めるために必要な措置を講ずるよう努める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第２条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定義（合理的配慮に基づく措置の不提供含む）／第９条　差別の禁止） 周知啓発（第５条　市民及び事業者は、障がい者に対する理解を深める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第９条　社会的障壁の除去のための合理的配慮がなされなければならない） 周知啓発（第６条　県民は、障がい者に対する理解を深める／第 21 条　県は、障がい者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等､必要な措置を講ずる）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第７条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮に努めるものと､分野別に定める） 周知啓発(第４条　市は、障がい等への理解を広げるための施策を実施する責務を有する／第 5 条　市民等は、障がい等への理解を深める／第8条　市は、障がい等への理解を深めるよう必要な措置を講じる） 研修（第８条　市は、全職員が障がい等に関する理解を深めるための必要な措置を講じる）
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	相談・紛争(第 14 条　国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争解決の体制の整備を図る）	相談（第 14～19 条　地域相談員・広域専門指導員） 紛争解決（第 20～28 条　障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告)）	紛争解決（第 41～48 条　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(指導･勧告･公表)）	相談（第 15 条　県が相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずる）	紛争解決（第 10～15 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、権利擁護委員会)）	相談（第 11～15 条　不利益取扱い等に関する相談） 紛争解決(第 16～20 条・第 22 条　不利益取扱い等に該当する事案解決の仕組み(助言・あっせん･勧告･公表、調整委員会)）	相談（第 15 条　差別に対する相談・助言等／第 16 条　相談員） 紛争解決（第 17～21 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告、調整委員会)）

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
知的	【事例 3】手術・入院のため、病院を利用しましたが、〇〇番で採血、〇〇番で診察と言葉だけでの指示でした。保護者が付き添っていたので、何事もありませんでしたが、こういう時、障がい者一人であったら困りました。(21歳／男性／東区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

３「その他」の募集事例

（１）制度の改善に関する意見

【事例 10】医療体制について、障がい者に対する対応の仕方（知的／29 歳／男性／西区）

（２）障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

【事例 9】会社に通勤していた頃、「精神科で受診したのはまずいから、他の科にするか、自費でしてくれ」と言われた。(精神／40 歳／女性／中央区)

【事例 12】「うつ病」で精神科にも通院していたためか、本当に痛みがあったのに信じてもらえなかった。(精神／43 歳／女性／中央区)

【事例 17】知的があるため、医師にバカ呼ばわりされたこと。(知的／33 歳／男性／中央区)

【事例 20】人間ドックに行ったとき、医師に「5 年・10 年先を健康に生きるためのドックであって〇〇病の人は受けても意味がない」と言われた。(肢体不自由／59 歳／男性／西区)

【事例 21】怪我をしたため、病院へ行ったが「話にならない」と言われ、親を呼ばれた。心療内科の主治医も呼ぶぞとも言われた。(精神／38 歳／男性／北区)

（３）その他

【事例 1】入院している時に、ストレッチャーのようなベットで、寝心地が良くなかった。ベットの改善をしてくれなかった等、色々な不快感を感じる対応が多々あった。(現在でも入院時の良くない思いが残っている)（発達障がい／46 歳／女性／東区）

【事例 8】作業所の職員と病院に行ったら看護師さん同士でこそこそばなしをしていた。(知的／女性／23 歳／江南区)

【事例 14】病院で具合が悪くなった時、看護師がすぐに処置をしてくれなかった。(内部機能／54 歳／女性／中央区)

【事例 15】入院などすると、２、３人いじめがあります（看護師さんや同部屋など）(精神／61 歳／女性／東区)

【事例 16】医療…いろいろな検査をうけさせられる。(精神／62 歳／男性／東区)

【事例 22】医療で十分な時間でみてもらえない。(精神／52 歳／女性／中央区)